

令和元年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和元年7月10日、午後2時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第7回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄 (欠席)	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員18名】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	24番 塚本 博之	25番 平田 実
26番 空閑 宏典	27番 永井 健一	28番 窪山 登
29番 石松 久慶	30番 山下 敏昭	31番 高良 悟
32番 橋本 計 (欠席)	33番 草場 一豊	34番 田中 信彦
35番 永露 茂	36番 小島興志博	37番 熊谷 頼子
38番 井手 峯勝		

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 高 岩 浩 司
係 長 中 村 敬一郎
事務吏員 松 尾 康 年
事務吏員 水 落 ひかる
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主 事 齊 藤 圭 祐

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和元年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）18名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に5番手嶋委員、6番田中委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。5頁まで計25件ございます。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から25番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から25番について、これを受理いたします。6頁をお開きください。

次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件でございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

4番 森山委員。

4番 (森山委員) 届出人、届出物件については、記載のとおりです。

この土地は、北側・西側・南側は宅地に囲まれており、水路が畑のところから北から西に直角に折れており、畑の横西側から南側に流れています。昨年、一昨年の豪雨で冠水したとのことです。またこれまでも大雨の度に畑が水没する状態であるため、約60cm地上げをするとのことです。地元区会長及び水利委員の承諾も得ているとのことでした。以上です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
7頁をお開きください。
次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件でございます。

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
8頁をお開きください。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (斉藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
11頁をお開きください。
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切) 「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の8番 森部委員、29番 石松委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の1番 藤原委員、21番 浦塚委員を指名いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の13番 田中委員、25番 平田委員を指名いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の13番 田中委員、25番 平田委員を指名いたします。
それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

議 長 12頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。18頁まで18件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲渡人が2名いますが一人は先月の申請時に1筆漏れていたもの、もう一人は経営縮小です。譲受人は隣接地を所有しています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与、譲渡人は高齢で営農が出来なくなり、譲受人の家の裏にこの土地があるため、譲渡人の要望で土地を引き受けてほしいとのことです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買、譲渡人は経営縮小。譲受人は隣接して土地を持っており相手方の要望で、買い受けるようになっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番 手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買です。この土地は空き家に付属した農地で、家と畑を一緒に購入するものです。今月8日に会長以下役職委員と私担当委員、事務局とで面談を行いました。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 7月8日に面談を行いました。古賀市から移住するというので、農業の経験もあるようです。補足説明しておきます。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番 武井委員。

9 番 (武井委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は遠方に住んであり、譲受人が隣接地を持っていることから売買が成立しています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15 番 (穴見委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は高齢で遠方に住んであり、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15 番 (穴見委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲受人は経営拡大、譲渡人はそれぞれ経営縮小や離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 ありません。

議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
- 議 長 次に、審議番号8番について、私が担当委員になっていきますので、議長を伊藤副会長と交代します。
- (議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議 長 (伊藤副会長)議長を交代しました。審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員)審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。この案件は次の審議番号9番及び10番にも関連があります。契約内容は贈与。譲渡人、譲受人はそれぞれ字図と現況が違っているため、お互い交換し現況に合わせるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
- 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。19番 後藤委員
- 19番 (後藤委員)審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。先ほどの審議番号8番の譲渡人、譲受人が逆でお互い交換し現況に合わせるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
- 次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の19番 後藤委員
- 19番 (後藤委員)審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約内容は売買。譲渡人は離農、譲受人は隣接地を持っており、譲渡人から買ってほしいと申し出があり売買が成立しております。
- 農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 ありません。
- 議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
- それでは、議長を後藤会長と交代いたします。
- (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議 長 議長を交代しました。
- 次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。7番 原野委員。
- 7番 (原野委員)審議番号1.1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人は、遠方で離農。譲受人は現在、譲渡人の家を賃貸で借りており、この土地を耕作しております。いわゆる空き家に付属した農地で、この度家と農地を一緒に買って

らうことになっております。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員。

3番 （田中委員）審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、譲受人は相手方の要望で経営拡大。譲渡人三人はそれぞれ遠方のためや高齢なためと言った理由で離農です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員。

3番 （田中委員）審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。譲渡人の畑は狭い土地で、すぐ近くに譲受人の農地があり売買が成立しています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。11番 手島委員。

11番 （手島委員）審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買で、譲受人は相手方の要望で購入。譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員。

17番 （樋口委員）審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり

りです。親から子への贈与で何も問題ありません。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 (33番草場委員) 譲受人と面会し、耕作はどうするのか尋ねたところ大豆を作付するという
ことでした。

議長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可いたします。

次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。16番 林委員。

16番 (林委員) 審議番号16番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。契約は売買で、譲受人は宅地を購入した際、農地があったため今回の申請になって
います。譲渡人は遠方であり経営縮小です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可いたします。

次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号17番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。契約は贈与となっております。譲渡人・譲受人は親戚関係にあり、譲渡人の親と譲
受人との間に贈与する話が既に決まっておりました。尚、この土地は平成29年の九州北部
豪雨災害で被災を受けていますが、(登記名義人の関係で)工事の方が滞っているとの事
でした。今回の贈与で一気に進むものと思います。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号17番は許可いたします。

次に、審議番号18番について、担当委員の説明を求めます。12番 畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号18番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。契約は売買で、譲受人は土木建設業を営んでおり、この土地は譲受人の資材置場に
隣接しております。譲渡人は高齢なため譲受人に管理してほしいと売買が成立しております。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号18番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号18番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号18番は許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。14時55分より再開いたします。
(休憩：14時45分から14時55分)
(休憩後、「現地ビデオ」上映)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。19頁をお開きください。
次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
続けて、審議番号1番についても説明をお願いします。

事務局 (水落) 議案書により説明。1件でございます。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

20頁をお開きください。次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。4件でございます。
ご審議方よろしく申し上げます。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。
15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。契約は売買、転用の目的は集合住宅で、転用の理由はアパート経営による家賃収入を
得るために、集合住宅1棟10戸を建設するものです。農地法の運用は、用途地域が定めら
れている農地で、都市計画用途地域内第3種農地に該当します。
尚、生活排水は下水道へ、雨水排水は側溝へ流すようになっています。
審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。
15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
です。先に説明した審議番号1番と同じ所有者で、半分に分筆し異なる譲渡人に売却されま
す。契約は売買、転用の目的は集合住宅で、転用の理由はアパート経営による家賃収入を得
るために、集合住宅1棟10戸を建設するものです。農地法の運用は、用途地域が定められ
ている農地で、都市計画用途地域内第3種農地に該当します。
尚、生活排水は下水道へ、雨水排水は側溝へ流すようになっています。
審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番 穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおり
 です。契約は売買で、転用の目的は露天駐車場及び露天資材置場です。転用の理由は、会社
 の駐車場及び資材置場が不足しているため整備するものです。雨水排水は既存の側溝に流し
 ます。農地法の運用は、鉄道の駅から300m以内の農地に該当。農用区域外で、第3種
 農地です。審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
 8番 森部委員が挙手。

議 長 8番森部委員。
 8番 (森部委員) 譲渡人は県外で、地元の人じゃないがその辺を詳しく説明願います。

議 長 15番穴見委員
 15番 (穴見委員) 譲渡人は、元々地元の人で今まで農地を別な人に貸していました。
 議 長 8番森部委員、よろしいでしょうか。
 ほかにありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
 議 長 次に、審議番号4番について、私が担当委員になっていますので、議長を伊藤副会長と交代
 します。
 (議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。
 19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のと
 おりです。転用の目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、転用の理由は、譲受人が建設業
 を営んでおり、会社の資材置場及び駐車場が不足しているため整備するものです。
 ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 推進委員 ありません。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
 それでは、議長を後藤会長と交代いたします。
 (議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議 長 議長を交代しました。
 22頁をお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)につい
 て」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局
議 長 (岩切) 審議番号1番と2番は、推進機構への売渡しです。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
23頁をお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局
議 長 (水落) 議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。
事務局の説明は終わりました。次に、審議番号1番について、私が担当委員になっています
ので、議長を伊藤副会長と交代します。
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 申請土地は、ダイケアセンターの駐車場として利用されており、20年以上前
から非住宅地として課税されています。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
推進委員 ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
それでは、議長を後藤会長と交代いたします。
(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番 樋口委員

17番 (樋口委員) ビデオでご覧になった通り、以前酒店だったところで、周囲は倉庫や駐車場と
なっています。20年以上前から宅地課税されています。
ご審議の程、お願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませぬか。
推進委員 ありません。

議 長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。1番 藤原委員

1番 (藤原委員) 支所から300m以内の第3種農地であります。20数年前に分筆した際転
用していなかったようです。事務局からも平成9年の航空写真でも既に駐車場になっていた
と聞いております。ご審議の程、お願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。

議長 他に、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
25頁をお開きください。次に議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の
変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課（金子）詳細について説明。

重要な変更、除外件数が13件、軽微な変更が1件。重要な変更、編入が4件でございます。
除外件数13件については、虫食い状態にならないよう、また除外後転用が可能となるもの
を精査し、計上しております。

編入につきましても、29年豪雨災害に伴うもので、ほ場整備事業参加のため農用地区域に
編入するものが2件。農用地でないと補助事業を活用できないため編入するものが2件で
ございます。ご審議方よろしくお祈りいたします。

議長 担当課の説明は終わりました。それでは、議案第8号除外13件、軽微な変更が1件、編入
4件を一括とし質問や意見はありませんか。
7番 原野委員挙手

議長 7番原野委員。

7番 （原野委員）除外の⑩番について、変更理由が九州北部豪雨により住居が被災し住宅を建築
するものと記載されているが、申請人は市外の住所になっているが。

担当課 （金子）申請人は土地の所有者が行うことになっております。転用申請は別な人がされるの
かも知れません。

議長 ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、議案第8号について承認の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし市長へ通知します。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 15：45）